

## 令和 6 年度の自立支援協議会の活動方針について（ご提案）

会長 岩本 操

### ＜はじめに：協議会・専門部会の基本体制＞

- ・ 協議会（親会）は、協議会として取り組むべき地域課題（「武蔵野市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」に示された重点課題を踏まえて）を定め、その地域課題に対応した専門部会を設置する。専門部会の部会長は親会委員が担う。
- ・ 地域課題は多様であり、専門部会はその時々々の優先課題に応じて柔軟に再編することが必要である。2 年 1 期の協議会（親会）体制に準じて、専門部会も 2 年を 1 つの区切りとして活動目標（ミッション）を定めて活動し、2 年ごとに専門部会の見直しを図る。

⇒今期（R5-6 年度）も上記に基づき、以下の体制で協議会活動を進めている。

### ＜今期（R5-6 年度）の協議会・活動テーマ案＞

「障害のある人が地域で暮らす権利を護るために、当事者と共に武蔵野市の地域課題に取り組む」

### ＜今期の協議会体制・部会構成案＞ ○部会長

部会名	部会の役割（今期 2 か年のミッション）
相談支援ネットワーク部会【新設】 担当委員：○杉本、後藤、大久保（新）	多様な相談支援（計画相談に限定しない）の事例検討を通じて、重層的な相談支援ネットワークの強化に向けた武蔵野市の地域課題について提言する。
地域移行部会【継続】 担当委員：○山本、岩本、横井（新）	前期の活動を継承し、精神科病院に長期入院している武蔵野市民の実態を踏まえ、その地域移行の促進に向けた関係機関との連携づくり及び具体的な方策を試行する。
住まい部会【新規】 担当委員：○佐藤、立野、長谷川	前期部会活動で挙げられた住まいをめぐる課題（地域移行における住居確保の問題など）に加えて、実際に生じている多様な課題を整理してまとめる。近隣地区での取り組み例などを調査し参考例を示す。
当事者部会【継続】 ＜2 部体制＞ 担当委員：○安東、福本 ◆交流・集いプロジェクト 担当委員：○横山、岩岡、久保田、西村	◆集い語らい：前期までの障害当事者部会の活動を継承。さまざまな障害当事者が集い、地域での暮らしや困りごとなどを語り合い、相互支援関係を形成するとともに、そこから見えてくる地域課題を提言する。 ◆交流プロジェクト：当事者と地域住民（団体や会社などを含む）との交流の機会を企画し、実施、評価等を重ねる。

<令和 5 年度の専門部会活動実績⇒令和 6 年度の活動計画案>

部会名	活動実績⇒活動計画（案）
相談支援ネットワーク部会	<p>【R5：活動実績】</p> <p>重層的な相談支援ネットワークの強化に向けた地域課題について、部会員提出事例から、キーワードを抽出⇒「居場所」「つながる」居場所につながった事例をそうでない事例との比較検討から両者の違いを検討した。</p> <p>【R6：活動計画（案）】</p> <p>利用者が気軽に社会とつながれる居場所の在り方、支援者同士がつながる仕組みとはどういうものかを検討していく。</p>
地域移行部会	<p>【R5：活動実績】</p> <p>地域移行（退院）への動機付け支援に焦点化し、武蔵野市版の動機づけ支援の試行に向けて、他区（中野区・杉並区）及び精神科病院の協力を得て、見学会・勉強会を開催し、動機付け支援の実際を協議した。また、他区の活動と協同した動機づけ支援のあり方を検討した。</p> <p>【R6：活動計画（案）】</p> <p>R5 年度の活動を踏まえ、以下の 3 点を中心に活動を進める。①ピアサポーターの育成、②動機付け支援の合同開催（杉並区の活動に参加）③事例検討会（地域移行が進まない事例の課題抽出） ※R6 年度は本地域移行部会を「にも包括」の協議の場として機能させる。</p>
住まい部会	<p>【R5：活動実績】</p> <p>「地域における一人暮らし・賃貸・情報の活用」を活動テーマとして、それらの活用方法や地域課題を協議した。武蔵野市あんしん住まい推進事業との連携に向けて意見交換を行った。</p> <p>【R6：活動計画（案）】</p> <p>地域における一人暮らしの実態・課題について調査を行い、賃貸等の不動産情報の活用の実際を精査する。住まいに関する制度や情報の集約及び可視化の方法を検討する。</p>
当事者部会	<p>【R5：活動実績】</p> <p>当事者と地域住民との交流の機会として「ふれあいカフェ」を開催した。アンケート結果を踏まえて部会のふり返しを行い、今後の活動に向けた課題を整理した。</p>

	<p>【R6：活動計画（案）】</p> <p>R5年度のふり返りを踏まえた「ふれあいカフェ」を企画・実施する。あったかまつりにおける「模擬選挙」について選挙管理委員会の協力を受けて企画する（予定）。</p>
--	---

#### <令和6年度の専門部会の活動に向けて>

- ・ 今期2年目として部会としては一定のゴールを迎えるため、今期の部会のミッションを念頭に具体的な活動計画を立てていただきたい。
- ・ 昨年度、本協議会が策定にかかわった「武蔵野市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」の目標や概要を踏まえ、各部会が計画のどの部分と関連するかを意識しながら活動を進めていただきたい。
- ・ 次期（令和7-8年）は部会構成の見直しを予定しているため、今年度後半においては、各部会の活動を通して次期協議会体制や部会構成のあり方について、考えておいていただきたい。

<参考>

障害者総合支援法

(協議会の設置)

**第89条の3** 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

**2** 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

(市町村障害福祉計画)

**第88条の8** 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第六項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

【協議会の基本的な役割】

相談支援事業をはじめとする地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置する。

(平成24年3月30日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 通知より)

協議会は、地域における障害者等の相談支援の個別事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者等の支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていくことが重要である。

(平成25年3月28日 障害保健福祉部障害福祉課長 通知より)